

ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務委託仕様書（案）

ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務委託（以下「本業務」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、中小企業におけるJ-クレジット制度の登録拡大を目的として実施する本業務について必要な事項を定めるものであり、本業務を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業の実施期間

本業務の実施期間は、令和6年3月29日までとする。

ただし、J-クレジット制度認証委員会の承認を受けて登録されたプロジェクトの認証対象期間中は、クレジットの認証・発行等を継続するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、PPAにより県内中小企業等の事業所屋根等へ設置した太陽光発電設備により得られる再生可能エネルギーのうち、自家消費した電力が有する環境価値について、複数の中小企業等の環境価値を取りまとめてJ-クレジット制度へ登録することをモデル的に実施することで、中小企業がJ-クレジット制度へ登録するにあたっての課題の検証と県内への普及拡大策の検討を図る業務である。

(2) 業務の流れ

本業務における、受託事業者、PPA事業者及び参加する中小企業等（以下「参加企業等」という。）が実施する内容は以下のとおりとする。

ア 受託事業者は、参加企業等、経済団体、金融機関、及び公益財団法人静岡県産業振興財団を構成員とするコンソーシアムを組織する。

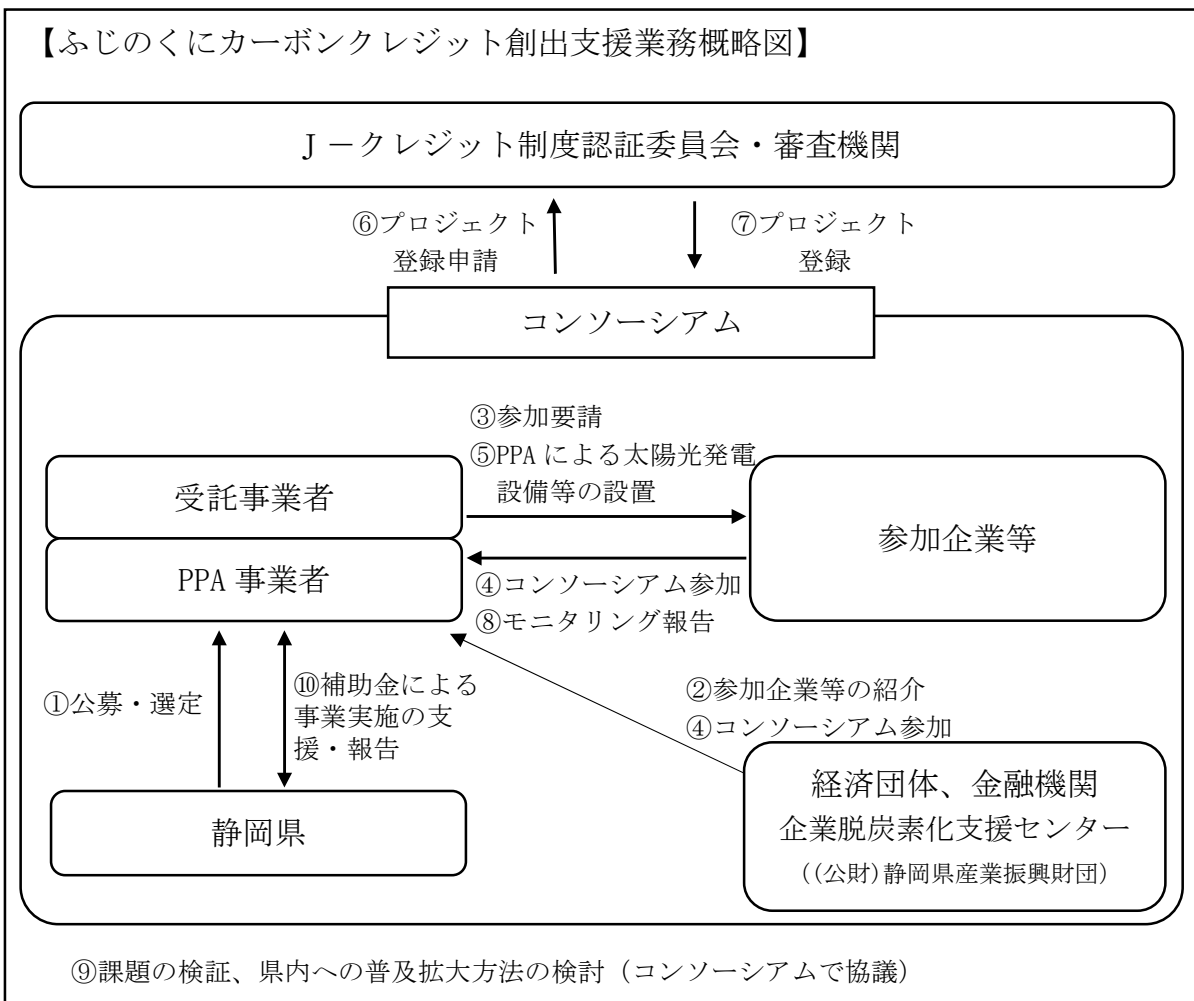
イ 受託事業者と共同で事業を実施するPPA事業者（受託事業者がPPA事業を実施する場合は受託事業者）は、PPAにより参加企業等が所有する事業所屋根等へ、自家消費型の太陽光発電設備、発電量及び消費量を計測できる計器類（以下「モニタリング機器」という。）を設置する。

ウ 受託事業者は、J-クレジット制度認証委員会が承認した方法論名称「太陽光発電設備の導入」（方法論番号：EN-R-002）に基づき、プロジェクト登録に必要な申請書類等の作成及び申請を行う。

エ 受託事業者は、参加企業等に対し、以下の内容を実施させる。

- ・PPAにより設置した太陽光発電設備が発電した電気の自家消費
- ・J-クレジットの認証に必要なモニタリング結果の報告
- ・J-クレジット制度及び本事業の県内への普及拡大への協力

【ふじのくにカーボンクレジット創出支援業務概略図】



(3) 業務の実施要件

- ア J-クレジット制度へのプロジェクト登録申請については、令和6年2月末までに審査機関の審査を受けること。
- イ 令和6年3月29日（金）までに実績報告書を提出すること。
- ウ J-クレジットの売却による収入のうち、経費を除いた額について、あらかじめその処理方法をコンソーシアム構成員と協議して決定すること。

3 業務内容

受託事業者は、次の内容について実施すること。

(1) 業務の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本業務又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。

(2) 業務実施スケジュールの作成

- ア 業務実施スケジュール表を作成すること。
- イ 業務実施スケジュールにおいては、参加企業等の募集、コンソーシアムの設置、太陽光発電設備の設置、J-クレジット制度事務局への相談、審査機関の審査等の主要スケジュールについて記載すること。

(3) コンソーシアムの設置

- ア 受託事業者は、本業務の目的や効果等を説明し、参加企業等にコンソーシアムへの参加を依頼すること。
- イ コンソーシアムの設置に必要となる規約の策定やコンソーシアム名義の預金口座の開設については、県と協議の上、受託事業者がその事務を執り行うこと。
- ウ コンソーシアムは、設立時及び年度末に会議を開くほか、必要な都度開催するものとし、会議資料や議事録については受託事業者が調整すること。

(4) 環境価値収集のための参加企業等の合意取得

- ア 受託事業者は、参加企業等の建物屋上にPPAにより設置した太陽光発電設備で発電した再生可能エネルギーのうち、自家消費した電力が有する環境価値を収集してJ-クレジットの登録ができるよう、参加企業等の合意を取得する。

なお、コンソーシアムに参加するPPA事業者は、参加企業等の建物屋上への太陽光発電設備やモニタリング機器の設置に要する経費について、必要に応じて、別に定める補助金を活用することができる。

- イ 受託事業者は、太陽光発電設備及びモニタリング機器等を安全かつ確実に設置するため、施工業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

(5) J-クレジットのプロジェクト登録への申請及び照会等への対応

- ア 受託事業者は、J-クレジット制度のプロジェクト登録のための申請書類等の作成及び審査機関への審査申込等の必要な手続きを実施すること。
- イ 受託事業者は、プロジェクトの登録にあたりJ-クレジット制度認証委員会や審査機関等からの問合せに対応すること。

(6) リスク管理

業務実施に伴うリスクについて、受託事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、受託事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

なお、施工業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、施工業者が責任を負うこととし、受託事業者は施工業者にその旨を説明するとともにリスクに対して未然防止を図り、適切に対応するよう指導すること。

4 その他

- (1) 本業務に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するとともに、コンソーシアムで協議した上で決定すること。
- (2) 県から業務の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。
- (3) 受託事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 受託事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、業務実施期間中及び業務完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。
ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。